

## 社会福祉法人 松江市社会福祉協議会 ホームページ広告取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人松江市社会福祉協議会が管理するホームページ（以下「市社協ホームページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バナー広告 市社協ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。
- (2) 広告枠 市社協ホームページにおける、バナー広告を掲載するための領域のことをいう。
- (3) 広告掲載希望者 市社協ホームページに広告掲載料を負担してバナー広告の掲載を希望するものをいう。
- (4) 広告主 広告枠にバナー広告を掲載する契約を結ぶものをいう。

### (広告の種類)

第3条 市社協ホームページに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という。）とする。

### (広告の規格)

第4条 広告の規格は次のとおりとする。

- (1) サイズは天地60ピクセル×左右234ピクセルとする。
- (2) 画像形式はJPEG、PNG
- (3) データ容量は25KB以内とする。

2 前項に規定するものに加え、社会福祉法人松江市社会福祉協議会ホームページバナー広告表現ガイドラインの規定を遵守するものとする。

### (掲載可能な広告等の範囲)

第5条 広告掲載できる広告は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 公正で真実であること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張のあるもの
- (5) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

- (6) 個人又は法人の名刺広告にあたるもの
  - (7) 美観風致を害するおそれのあるもの
  - (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
  - (9) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると会長が認めるもの
- 3 前2項の規定は、バナー広告からのリンク先として広告主が指定したホームページ(以下、「広告主ホームページ」という。)の内容についても適用する。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第6条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は市社協会長が指定する。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は3か月を単位とする。

- 2 広告掲載の開始日及び終了日は、市社協会長が別に定める。
- 3 広告掲載希望者が望むときは、複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載希望者の募集は、市社協ホームページ及び社協だより等の広報印刷物で募集することとする。

- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、または広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。
- 3 市社協会長は、募集を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第9条 広告掲載希望者は、バナー広告掲載申込書(第1号様式)を市社協会長に提出する。

2 市社協会長は申込があったときは、その諾否を決定し、バナー広告掲載について(決定通知)(第2号様式)を申込者に通知するものとする。

3 市社協会長は、広告掲載希望者が第6条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。

尚、同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することができる。

- (1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの。
- (2) 企業ボランティア松江ネットワーク会議に属するもの。
- (3) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの。
- (4) 前号に規定するもの以外の私企業または自営業で市内に事業所等を有するもの。
- (5) その他私企業または自営業等

4 前項の規定によっても広告掲載希望者が第6条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿を市社協会長が指定する期日までに、指定する場所に提出する

ものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料及び支払い)

第11条 広告掲載料については、次のとおりとする。

21,450円/3か月、38,610円/6か月(1割引き)、68,640円/12か月(2割引き)

(いずれも税込み額)

社協会員(団体会員、法人会員)は、上記の金額より3,000円を割引くこととする。

2 広告主は、広告掲載料を市社協会長の指定する期日までに、一括前納するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 市社協会長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告、その他何らかの手続きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

(4) 広告主、バナー広告の内容またはリンク先ホームページの内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、またはこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。

(5) その他、市社協ホームページへの広告掲載が適切でないとし市社協会長が判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は自己の都合により、市社協ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市社協会長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載期間等)

第15条 広告掲載期間は3か月、6か月、12か月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 広告は、掲載開始日の午前9時から掲載をはじめ、掲載終了日の午後5時をもって終了

するものとする。

- 3 広告主の責に帰さない理由により、市社協が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は掲載期間の延長は行わない。

（広告主の責務）

第16条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを市社協会長に対して保証するものとする。

- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は市社協会長が別に定める。

附 則

この要領は令和5年10月1日から施行する。